

昭和四十五年四月二日提出
質問 第三号

宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十五年四月二日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 船田 中殿

宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問主意書

三月十九日附質問主意書に対する答弁書は、質問の内容が国家及び国民の将来に関する重大なる問題を取り扱っているにもかかわらず、質問の問題としている核心につき公正なる認識を欠くのみならず、政府の見解は憲法の解釈を誤っている。

かくては宗教団体に信教の自由のほしいままなる濫用を認めることになるおそれを生ずる等、到底納得しえないものである。

よつて、ここに、重ねて政府の明確なる見解を訊きたい。

一 法の目的論的解釈からすれば、信教の自由と政教分離の原則を定めた憲法第二十条の法意は、信教の自由、表現の自由等の基本的人権が国家権力によつて侵害されることを防止するとともに、宗教によつて政治が支配されることを防止することを目的としたものと解すべきであ

る。

すなわち、このことは宗教団体が「国から授けられて正式な意味において政治上の権力を行使してはならぬ」ということだけでなく、加えて「宗教団体が、現在の議会政治機構を利用して政権を獲得し、その教義に基づき、政治上の権力を行使してはならない」ということをも定めたものであると解すべきであると考えがどうか。

二 もとより宗教団体が、特定の政党ないし政策を支持し、一定の政治的見解を持つことは、全く自由であり、したがって、宗教団体がこの程度の政治的活動を行なうことについては、本員もこれを否定するものではない。

しかしながら、たとえば創価学会のごとく、宗教団体が、この程度の政治的活動の範囲をこえて、その教義に基づく政治支配を企て、政権獲得をめざす政治的活動をすることについては問題があり、これはそのまま是認すべきではないと考える。

すなわち、これを是認することは、宗教団体が現在の議会政治機構を利用して政権を獲得することに道を開き、その結果として、宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるから、これは憲法の政教分離の根本精神に反し、断じて許されるべきことではないと考えるがどうか。

三 宗教法人の政治活動の自由については、その行動が憲法で保障する信教の自由および政教分離の原則に違反せず、かつ、宗教法人の本質および目的から逸脱しない限りなんらの制約を受けるものではないが、しかりとはいえず、宗教法人といえども自由の濫用は許されないとこころである。

およそ、宗教教義は絶対性を本質とするものであり、これに比べ民主政治は相対性を原理とするものとされている。

したがって、この異質の両者が紛淆^{こう}する時は幾多の害悪を生ずる懼^{おそ}れのあるものである。

憲法が政教分離の原則を定めたゆえんもまさにこの点を慎重に配慮したものと考えるべきである。

したがって、宗教法人が政治的活動をする場合にも、それはあくまでも宗教の本義を守り、宗教法人の本質、目的を逸脱したものであつてはならない。

もし、これに反するならば、それは憲法第十二条で禁止する自由の濫用に該当するものと断ずべきである。

よつて、公務員に対する政治的行為の制限、禁止、国公立学校における政治的活動の禁止、公職選挙における虚偽の放送等、表現の自由の濫用禁止等の立法例にならい、この際、憲法第二十條と第十二條との関連において、宗教法人の行なう政治活動の限界について立法措置をとることは特に緊急を要するものと考えるので改めて所見を承りたい。

四 宗教法人がお布施又はお賽銭さいせん等の名において収得した金品を政治活動又は政治献金に充当

す

ることは、宗教法人の本質および目的に照らして明らかに不当といふべきであり、いわんや税法上これを課税対象外に置くといふことは、立法政策上許さるべきことでない。

したがつて、憲法第二十条の政教分離の原則に則り、宗教法人が政治活動又は政治献金に充当した資金については、これを課税対象とするよう、速かに立法措置を講ずるのが至当と考へるがどうか。

五 政府は、ある国民の言論または出版に対し、他のものがいわれのない圧迫を加えるような事態があるとすれば、事案によつては、それぞれ関係法令の定めるところにしたがい、適正な措置が図られるべきであると答弁されているが、ここに今国会予算委員会において提示された創価学会をめぐるこの種の事案に対し、政府は関係法令に基づいていかなる適正な措置をとつたか。

このことについて政府答弁書にはなんら回答していない。

政府は、これらの指摘が国権の最高機関である国会において行なわれたことを改めて重視し、直ちに適切なる具体的措置をとるべきであると考えますがどうか。

六 憲法第二十一条で保障する「言論、出版、その他一切の表現の自由」について、政府はこれを保障するため、関係法令によつて適切な措置が図られるべきであるとしつつも、現行関係法令については不備はないと答えている。

しかしながら、今国会において提示されたごとき言論、出版の妨害事件については、未だなんら法的に措置されたところがない。

よつて、この際、人身保護法の例にならない、司法裁判により、迅速かつ容易にこの種の人権侵害を救済することができるよう、速かに立法措置を講ずる必要があると考えますがどうか。

七 政府は、「人権擁護機関としては、人権の侵害行為につき、調査の結果、その事実があつた

場合には、事実在即し適切な処置をとることとし、このことは、宗教活動に関連して発生するものについても同様である」と答弁されているが、今国会予算委員会において塚本三郎君が指摘した人権侵犯事案について、どのような調査を行なったか。

また、その調査の結果、どのような措置をとったか。

政府答弁書にはなんら回答がなされていないのは、いかなる理由によるか。

右質問する。